

不採択

厚生常任委員会

令和5年3月3日受理

請 第 47 号

件 名 物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給への変更について国への意見書提出を求める請願

紹 介 議 員

提 出 者 住 所 氏 名

鎌田 聰 西 聖一
磯田 肇 岩田 智子
山本 伸裕

(要 旨)

昨今の急激な諸物価高騰により年金受給者の生計はひっ迫し、極めて厳しいものになっている。しかもこの物価高騰のさなか、その少ない年金が令和3年度0.1%、令和4年度0.4%と2年連続で引き下げられ、年金だけでは生活できない年金受給者が生活保護受給を申請する例も増加し、地方財政を圧迫する要因ともなっている。については、年金受給者が安心して老後を過ごせるよう、物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と、現在隔月支給となっている年金を毎月支給に変更することを求める意見書を国に提出されるよう請願する。

(理 由)

年金支給額は、2013年10月から2015年4月までに3.4%の減額が行われた。最近では、2020年度は物価の伸びと比べて実質0.3%の減額、2021年度は名目手取り賃金変動率により0.1%減額、2022年度は同じく0.4%減額された。

報道によれば、2023年度の年金額は、物価上昇率プラス2.5%に対し、未適用として繰り越されてきたマクロ経済スライド0.3%を含む0.7%が抑制され、支給額は1.8%増にとどまり、物価上昇率2.5%との差し引きで実質0.7%目減りするとされている。

政府の計画では、少子化と平均余命の伸びを理由として基礎年金は今後30年間にわたって30%も減額されると伝えられている。消費税増税や医療・介護保険料の負担増、後期高齢者の医療費窓口負担2割化、諸物価の高騰などで生活保護に移行する高齢者の急増をもたらしている。さらに、生活必需品・公共料金の値上げが予告されている。

老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障がい者の生活を保障するのに十分なものになっているとは言えない。物価高騰と乖離した年金改定は、低所得の高齢者の苦しい生活をさらに窮状に追い込むことにつながることとなる。

年金はそのほとんどが消費に回るが、年金削減が購買力の低下と生活保護世帯への移行増をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えている。生活保護受給者の5割以上が高齢者という実態からも、公的年金制度が高齢者や障がい者の生活を保障するものになるよう、老齢基礎年金等の支給額改善をもとめる。

また、年金受給者になってからも、現役時代の生活習慣をそのまま維持できるよう、年金の支給を現行の隔月支給から毎月支給に変更することを要望する。